

第3章

2030年度に向けた取組

1 施策の体系

名古屋市長期戦略で掲げる 2050 年の将来像の実現に向け、2030 年度に向けて生活の将来像に向けた施策を、生活の将来像を横断する視点と、市民・事業者との関係による視点からも

生活の将来像		生活の将来像ごとの施策	掲載頁	
(1) ¹ 駅そば生活 (歩いて暮らせる駅そば生活)		1 駅そば生活圏の構築	44	
(2) 風水緑陰生活 (身近な自然を享受できる生活)		1 低影響開発の普及	47	
		2 緑豊かなまちづくり	48	
		3 樹林地と農地の保全・回復・活用	49	
		4 広域的な取組の推進	50	
低炭素住生活 (自然と超省エネルギー機器を活用した快適な低エネルギー生活)	(3) 移動	1 徒歩・自転車へのシフトと自動車流入の抑制	52	
		2 公共交通の利便性の向上と省エネルギー化	53	
		3 環境にやさしい自動車利用の促進	54	
	(4) 住宅・建築物	1 住宅・建築物の低炭素化	57	
		2 環境性能などの「見える化」	60	
	(5) 事業・産業	1 環境に配慮した事業活動の促進	62	
		2 環境分野・エネルギー分野における産業・ビジネスの育成・支援	64	
	(6) 環境エネルギー ²	1 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利活用	69	
		2 省エネルギーの徹底	71	
		3 エネルギーの利用効率の向上	72	
		4 水素エネルギーの利活用	73	
	(7) 人づくり・人の輪づくり ³ (上記の生活の将来像の実現に向けた礎)		1 低炭素なライフスタイルに向けた普及啓発・取組促進	75
			2 環境学習を通じた人づくり・人の輪づくり	77

1 括弧の番号は、本章 2 における該当部分を示す。

2 環境にやさしいエネルギー利用をいう。

3 名古屋市長期戦略で「市民協働パワー」としていたものを変更したもの

像ごとの施策を進めていきます。また、「駅そば生活」、「風水緑陰生活」、「低炭素住生活」の実整理しています。

展 開		(8) 横断的な施策 — 低炭素まちづくり —	(9) 主体別の施策 — 市民生活・事業活動 —
①都市機能の集約化、②公共交通の利便性の向上、 ③低炭素モデル地区の形成			
①低影響開発の促進、②健全な水循環の再生			
緑豊かなまちづくりの推進			
①樹林地の保全・回復・活用、②農地の多様な活用			
流域圏との広域連携			
①徒歩・自転車へのシフト、②都心部への自動車流入の抑制			
①公共交通の利便性の向上、②公共交通の省エネルギー化、 ③次世代公共交通システムの検討			
①エコドライブの推進、②次世代自動車の普及促進、③交通流の円滑化、 ④グリーン物流の促進			
①住宅・建築物の省エネルギー化、②省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入、 ③ZEH・ZEBの普及			
環境性能などの評価・表示制度の普及			
①事業活動における環境配慮行動の促進、②大規模事業所のCO ₂ 排出削減の促進、 ③中小事業所のCO ₂ 排出削減の促進			
①環境産業・エネルギー産業の振興、②低炭素型ビジネスの支援の充実、 ③経済的手法の活用			
①太陽エネルギーの利活用の拡大、②バイオマスエネルギーの利活用の拡大、 ③再生可能エネルギー源の多様化、④工場排熱の利活用の拡大			
①住宅・建築物の省エネルギー性能の向上、②市民・事業者の省エネルギー行動の拡大			
①EMSの利活用の拡大、②エネルギーの面的利用の拡大			
①水素の利活用の拡大、②新たな水素関連技術の導入			
①エコライフの実践に向けた啓発、②環境配慮行動を促進する仕組みの導入・普及、 ③3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進			
参加・交流・活動の促進			

2 2030 年度に向けた施策

ここでは、生活の将来像ごとに、2030 年度への方向性と、施策と展開、名古屋市の主な取組、名古屋市の主な取組の中で、特に市民や事業者の参加・協働によって進めるものは、それ

① 生活の将来像を示しています。

(2) 風水緑陰生活

①

2030 年度への方向性

低影響開発¹⁰や健全な水循環の再生を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和など、より快適な暮らしの実現をめざします。

また、公共施設や民有地における緑の創出、農地の保全・再生、森づくりなどを進めることで、緑豊かなまちの形成をめざします。

施策と展開

施策	展開
1 低影響開発の普及	①低影響開発の促進 ②健全な水循環の再生
2 緑豊かなまちづくり	緑豊かなまちづくりの推進
3 樹林地と農地の保全・回復・活用	①樹林地の保全・回復・活用 ②農地の多様な活用
4 広域的な取組の推進	流域圏との広域連携

めざす姿の指標

● 2050 年に向けた指標

指標	2005 年度	現状 ¹¹	2030 年度	2050 年
雨水の浸透・貯留率 ¹²	14% (2001 年)	15.5%	24% (2030 年)	33%
雨水の蒸発散率 ¹³	24% (2001 年)	23.3%	27% (2030 年)	31%
雨水の直接流出率 ¹⁴	62% (2001 年)	61.2%	49% (2030 年)	36%

● 2030 年度に向けた指標

指標	現状	2030 年度	調査手法
緑化地域制度によって確保された緑の面積（累計）	399.2ha	850ha (2028 年度)	緑化地域制度による面積の集計

② 生活の将来像の実現のため、2030年度に向けた施策の方向性を示しています。

③ 2030年度に向けた施策とその展開について示しています。

④

「めざす姿」（＝名古屋市長期戦略の将来像）の実現に向けた取組状況を評価する指標を示しています。

- ・「2050年に向けた指標」は、名古屋市長期戦略で指標にしていたものを基本に設定したものです。戦略で「現在」としていた2005年度と目標年である2050年⁴、そして現状と2030年度の到達点を示しています。
- ・「2030年度に向けた指標」は、前計画で指標にしていたものを基本に設定したもので、「現状」は表記のない限り2016年度です。

4 2050 年の表記は、戦略を踏襲し暦年とした。

組内容などについて整理しています。
 それ右欄に「○」を付しています。

⑤
 左頁の「施策と展開」(③)のいずれに該当するかを示しています。

施策 4 広域的な取組の推進

流域圏(名古屋市を含む)における森林の気候緩和機能や水循環機能の健全化に寄与するため、木曾三川を中心とした流域圏内の連携・交流を促進します。

展開 流域圏との広域連携

自治体と住民の交流、森づくりへの協力など、流域圏での広域的な連携により、水と緑を生かした温暖化対策の取組を進めます。

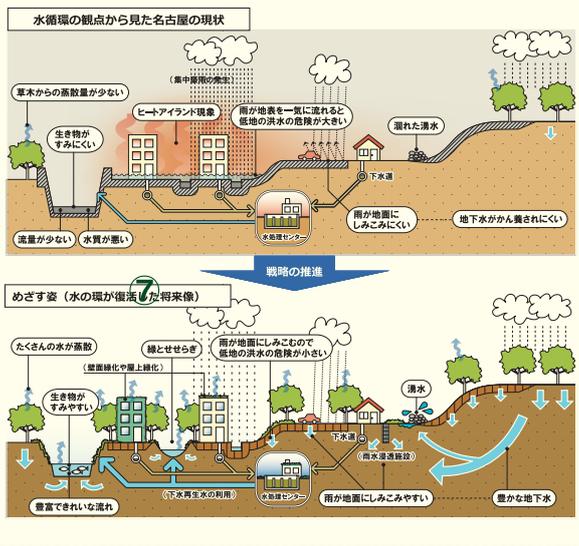
【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
市民の森づくり 上流と下流の市民交流を進めるため、市民が木曾川上流の森で間伐や植樹、下草刈りなど豊かな山を育てることを体験する「市民の森づくり事業」を実施します。	○	
木曾三川流域連携の推進 木曾三川流域の水環境を守るため、流域の自治体相互の連携を強化するとともに、官民協働による持続可能な地域経済の振興を進め、住民や事業者の参加・交流による水環境保全への理解を深めます。	○	○

(参考) 水の環復活 2050 なごや戦略

健全な水循環機能の回復をめざした戦略として2009年に策定したもので、都市化の進展に伴い水循環の様相が変化した名古屋市での「水循環機能の回復」とこれを生かした「人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり」を、「多くの人の協力により行うこと」をおるべき姿としています。

2025年までの第2期実行計画(2015年3月策定)では、水の環復活につながる施策が着実に実施され、水循環の機能がまちづくりに生かされるとともに、多くの市民が水循環の問題を理解し、水の環復活を意識した行動を実践している状態をめざしています。



⑥
 名古屋市の主な取組内容を示しています⁵。

- ・基準年度(2013年度)以降に新たに取組むものは「新規」、既に実施している取組を充実させる場合は「拡充」と記載しています。記載のないものは継続して取組むものです。
- ・市民、事業者の参加、協働により進めるものは右欄に「○」を付しています。

⑦
 施策や取組に関する事柄や、既に実施している取組などを参考として示しています。

5 関連計画の多くが計画期間にしている、2020年度を中途とした取組について掲載した。これらの取組については、関連計画が改定を迎える2020年頃に見直しを行う。

(1) 駅そば生活

2030 年度への方向性

歩いて暮らせる駅そば生活とは、住宅・店舗・職場・利便性施設が駅のそばに集積し、自動車に頼らなくても徒歩や自転車、公共交通で暮らせる便利な生活のことです。

駅そば生活圏の構築に向けて、都市機能の集約化を図るとともに、歩いて暮らせる生活の達成に向け、公共交通の利便性の向上をめざします。

施策と展開

施策	展開
1 駅そば生活圏の構築	①都市機能の集約化
	②公共交通の利便性の向上
	③低炭素モデル地区の形成

めざす姿の指標

● 2050 年に向けた指標

指標	2005 年度	現状	2030 年度	2050 年
駅そば生活圏人口比率 ⁶	63%	67% (2015 年度)	71%	78%
自動車分担率 ⁷	42% (2001 年度)	43% (2011 年度)	33%	25%

● 2030 年度に向けた指標

指標	現状	2030 年度	調査手法
市内主要地点 1 日 (平日) あたり自動車交通量	137 万台 (2015 年)	110 万台 (2030 年)	市の統計調査 (45 地点双方向)
市内鉄道・市バス 1 日あたり乗車人員合計	250 万人 (2015 年度)	252 万人	市の統計調査

6 駅そば生活圏は、駅から概ね半径 800m の圏域に、地下鉄の環状線で囲まれる部分を含めた範囲 (名古屋市都市計画マスタープランより)

7 徒歩を含めた全ての交通手段の中で自動車を使う割合

施策 1 駅そば生活圏の構築

土地利用の誘導による都市機能の集約化を図るとともに、公共交通の利便性の向上をめざします。また、駅そば生活を中心とした低炭素な生活・低炭素なまちづくりのモデルとなる「名古屋市低炭素モデル地区」の形成を進めます。

展開① 都市機能の集約化

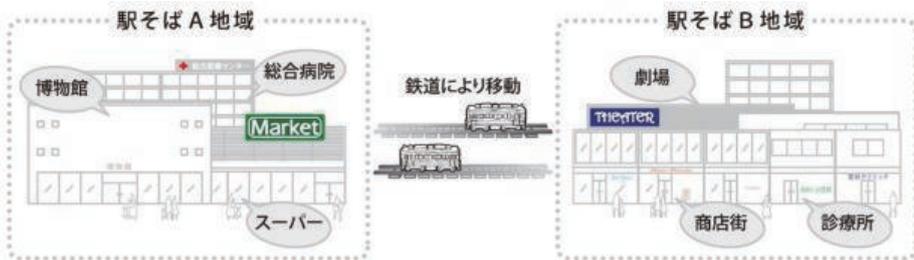
集約連携型都市構造の実現をめざすとともに、都市再生特別地区制度⁸により駅そばにおける開発の誘導を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
駅そばまちづくりの推進【拡充】 都市計画マスタープランに掲げた集約連携型都市構造の実現に向け、立地適正化計画を策定するなど、駅そばまちづくりを推進します。	○	○
都市再生特別地区制度の運用 都市再生特別地区制度を活用した開発を行う際に、市内の良好な緑地や水辺空間の保全・活用、地域冷暖房の導入、CASBEE-S ランク ⁹ の取得など、都市環境の改善・向上に資する取組を公共貢献として評価し、容積率などの緩和を行います。		○

(参考) 集約連携型都市構造

駅を中心とした歩いて暮らせる圏域に、商業・業務・住宅・サービス・文化などの多様な都市機能が適切に配置・連携されており、景観・歴史・環境や防災に配慮された、魅力的で安全な空間づくりがなされている都市構造です。



展開② 公共交通の利便性の向上

歩いて暮らせる生活の実現に向け、公共交通の環境整備を進めるとともに、新たな公共交通システムの導入について検討します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
快適な市バス・地下鉄の環境づくり 駅施設のバリアフリー化やわかりやすい案内サインの設置など、誰もが利用しやすい快適な市バス・地下鉄の環境づくりを進めます。		
快適なあおなみ線・ゆとりーとラインの環境づくり 混雑時に臨時便や増車を行うなど、きめ細やかな対応で利用しやすい快適なあおなみ線・ゆとりーとラインの環境づくりを進めます。		

⁸ 緊急かつ重点的に市街地整備を進める都市再生緊急整備地域（名駅周辺・栄地域など）において、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、既存の規制を適用除外とし、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度

⁹ CASBEE については p60 参照

<p>新たな路面公共交通システムの導入検討 【拡充】</p> <p>都心での交流を拡大させるインフラとして、名古屋駅・名古屋城・栄・大須などをつなぎ、回遊性の向上や魅力ある道路空間の創出に寄与する新たな路面公共交通システムの導入について検討します。</p>		○
---	--	---

展開③ 低炭素モデル地区の形成

「低炭素モデル地区」を始めとする低炭素まちづくりの取組を、地域の特性や課題などに合わせ、他地域でのまちづくりへと普及することで、市内各所への展開を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
<p>低炭素モデル地区の形成</p> <p>事業者との協働による「低炭素モデル地区」の形成に向け、認定事業に対し、地区の特性に応じた技術情報の提供や協働事業の実施など、事業者が先進的な低炭素まちづくりを円滑に進められるよう支援を行います。</p>		○

(参考) 低炭素モデル地区

市内各所での開発事業を低炭素なものへと誘導するため、低炭素なまちと暮らしの姿を市民・事業者に具体的に示すモデルとして、民間事業者やまちづくり協議会が実施する2事業を2015年に認定しました。

錦二丁目低炭素地区まちづくりプロジェクト

(中区錦)

既存市街地の更新に合わせて、低炭素地区会議や都市の木質化プロジェクト、自然エネルギー利活用プロジェクトなどの組織を立ち上げるなど、まちづくり協議会を中心とした低炭素まちづくりを進めています。

〔主な事業者：
錦二丁目まちづくり協議会、錦二丁目町内連合会、
錦二丁目7番街区市街地再開発事業組合〕



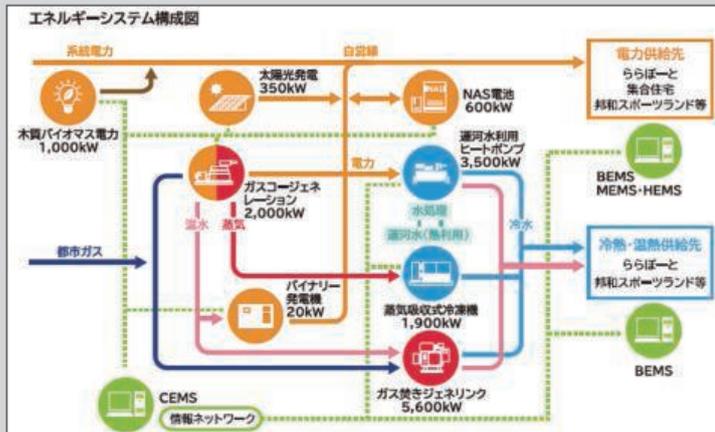
間伐材を使用した木製ベンチ
(都市の木質化プロジェクト)

みなとアクルス開発事業

(港区港明)

再開発に合わせて、商業施設や集合住宅、スポーツ施設など多様な都市機能の集約を図るとともに、電気・熱・情報のネットワークを備えた地域エネルギーマネジメントシステムの構築による低炭素まちづくりを進めています。

〔主な事業者：
東邦ガス(株)、東邦不動産(株)、
三井不動産(株)、
三井不動産レジデンシャル(株)〕



みなとアクルススマートエネルギーシステム構成図

(2) 風水緑陰生活

2030 年度への方向性

低影響開発¹⁰や健全な水循環の再生を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和など、より快適な暮らしの実現をめざします。

また、公共施設や民有地における緑の創出、農地の保全・再生、森づくりなどを進めることで、緑豊かなまちの形成をめざします。

施策と展開

施 策	展 開
1 低影響開発の普及	①低影響開発の促進
	②健全な水循環の再生
2 緑豊かなまちづくり	緑豊かなまちづくりの推進
3 樹林地と農地の保全・回復・活用	①樹林地の保全・回復・活用
	②農地の多様な活用
4 広域的な取組の推進	流域圏との広域連携

めざす姿の指標

● 2050 年に向けた指標

指 標	2005 年度	現状 ¹¹	2030 年度	2050 年
雨水の浸透・貯留率 ¹²	14% (2001 年)	15.5%	24% (2030 年)	33%
雨水の蒸発散率 ¹³	24% (2001 年)	23.3%	27% (2030 年)	31%
雨水の直接流出率 ¹⁴	62% (2001 年)	61.2%	49% (2030 年)	36%

● 2030 年度に向けた指標

指 標	現状	2030 年度	調査手法
緑化地域制度によって確保された緑の面積(累計)	399.2ha	850ha (2028 年度)	緑化地域制度による面積の集計

10 自然の原理に基づいた水循環の構築など、自然に与える影響を最小限にしようとする開発

11 2012 年

12 市域への降水が、地中にしみこんで地下水となる割合

13 市域への降水が、水面や地表面、植物などから蒸発散する割合

14 市域への降水が、地中にしみこむことなく河川などに流出する割合

施策1 低影響開発の普及

自然に与える影響を抑えた開発を促進するとともに、健全な水循環の再生に向けた取組を進め、環境負荷の少ない都市をめざします。

展開①

低影響開発の促進

自然の原理に基づいた水循環を活用するなど、自然に与える影響を最小限に抑えた開発を促進します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
湧水を活用したヒートアイランド対策の普及 【新規】 実証実験（p97 参照）で得た知見を基に、再開発事業などの事業者に対し、環境配慮の取組として湧水を活用したヒートアイランド対策の導入を働きかけます。		○
環境影響評価制度¹⁵の運用 「水循環」や「ヒートアイランド現象」などについても評価の対象としている環境影響評価制度を適切に運用することで、事業者自らによる環境配慮を推進します。	○	○
多自然川づくりの推進 治水安全度を高める改修をしていく中で、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖するための環境を保全・創出する「多自然川づくり」を進めます。		

展開②

健全な水循環の再生

雨水貯留浸透施設の整備を推進し、水循環機能の回復に努めるとともに、水循環に対する市民の理解の向上を図る啓発事業を展開します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
雨水の貯留・浸透を増やす取組の推進 雨水を一時的に貯留または地中に浸透させる雨水貯留浸透施設を市の施設に設置するとともに、民間施設や住宅への普及拡大に努めます。	○	○
湧水などを活用した健全な水循環の普及啓発 【新規】 水循環に対する市民の理解の向上を図り、水の環境復活を意識した行動を促進するため、湧水などを活用した啓発事業を実施します。	○	

15 道路や鉄道の建設、大きな建物の建築など、一定規模以上の事業を行う場合に、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事業者が事前に調査・予測・評価するとともに、その結果を公表し、市民・行政が意見を出し合い事業計画に反映させることによって、より環境に配慮した事業にしていくことを目的とした仕組み

施策 2 緑豊かなまちづくり

公共施設や民有地における緑の創出を促し、快適で魅力的なまちの実現をめざします。

展開

緑豊かなまちづくりの推進

法令などによる制度を活用し、公共施設や民間の事業所・宅地などにおける緑化を促進するとともに、市民・事業者による緑化活動を支援し、緑豊かなまちの形成を進めます。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
緑化地域制度などによる緑化の推進 民有地緑化による市街地の緑化を推進するため、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築などを行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務づける緑化地域制度などを適切に運用します。	○	○
公共施設の緑化 名古屋市が建築する公共施設では、緑化地域制度により決まる緑化率に5%上乗せした緑化を条例で義務づけています。緑化にあたっては、施設の特성에応じて敷地周囲の生垣化、建築物の屋上・壁面や駐車場の緑化などを進めます。		
街路樹の適正管理 街路樹の持つ様々な機能や役割が発揮できるように、「街路樹再生指針」に基づき街路樹の適正管理を進めます。		
公園緑地の整備 都市の緑の骨格を担う公園緑地の整備を計画的に進めます。また、地域に最も身近で、子どもから高齢者まで幅広い市民に利用される「街区公園」を市全域に偏りがないように配置します。さらに、地域のニーズや自然、歴史、文化などの特性を活かした公園づくりを進めます。		
緑のまちづくり活動の推進 緑のまちづくり活動団体などの支援・育成や、市民協働・企業参画による緑のまちづくりを推進します。	○	○
民有地の緑化の助成 市街地内の緑化を幅広く進めるため、愛知県の補助事業である「あいち森と緑づくり事業」を活用し、優良な民有地緑化に対して助成を行います。	○	○

施策3 樹林地と農地の保全・回復・活用

市民・事業者との協働など多様な手法によって、樹林地や農地の保全・回復・活用を図ります。

展開①

樹林地の保全・回復・活用

市内に点在する樹林地の保全・再生を図るとともに、様々な担い手による森づくりを進めます。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
市民協働による調査・保全活動 名古屋の身近な自然を市民や地域と一緒に守り育てる活動を推進するため、なごや生物多様性センターなどで市民協働による調査・保全活動を実施します。	○	
樹林地の保全 樹林地などを良好な状態で維持管理し未来へ引き継ぐため、特別緑地保全地区 ¹⁶ などの緑地保全制度の活用により樹林地を保全するとともに、都市公園事業やオアシスの森づくり事業 ¹⁷ を活用し、多様な主体による樹林地の維持管理を推進します。	○	○
なごやの森づくり 市民・事業者・行政のパートナーシップにより、東山公園・平和公園一帯では里山環境の保全や自然とふれあう活動などを行う「東山の森づくり」を、戸田川緑地では苗木の植樹や除伐・間伐などを行う「西の森づくり」を推進します。	○	○

展開②

農地の多様な活用

良好な都市環境の形成に資する農地の保全を推進するとともに、市民が農とふれあう機会の充実を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
農地の保全 市街化調整区域内では農業振興地域内の農用地区域にある優良農地を保全します。また、市街化区域内では生産緑地地区 ¹⁸ を指定し、緑地機能などを有する農地を計画的に保全します。	○	○
農とのふれあい 市民が農作業体験や学習の機会・場所を得られるよう、農家開設型の市民農園の設置などを推進し、身近な場所に市民農園の確保を進めます。	○	○

16 良好な自然的環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などを指定し、建築行為や樹木の伐採などを制限することによって現状凍結的に緑地を保全する地区

17 東部丘陵の長期未整備公園・緑地において、公園事業に着手するまでの間、民有樹林地に借地手法を導入し、オアシスの森として早期に市民の利用に供するもの

18 市街化区域内の農地のうち、一定の要件を満たす土地を、関係権利者からの申出を受けて都市計画により指定する制度。永続的な営農が義務づけられる一方で、税制優遇などのメリットがある。

施策 4 広域的な取組の推進

流域圏（名古屋市を含む）における森林の気候緩和機能や水循環機能の健全化に寄与するため、木曾三川を中心とした流域圏内の連携・交流を促進します。

展開

 流域圏との広域連携

自治体や住民の交流、森づくりへの協力など、流域圏での広域的な連携により、水と緑を生かした温暖化対策の取組を進めます。

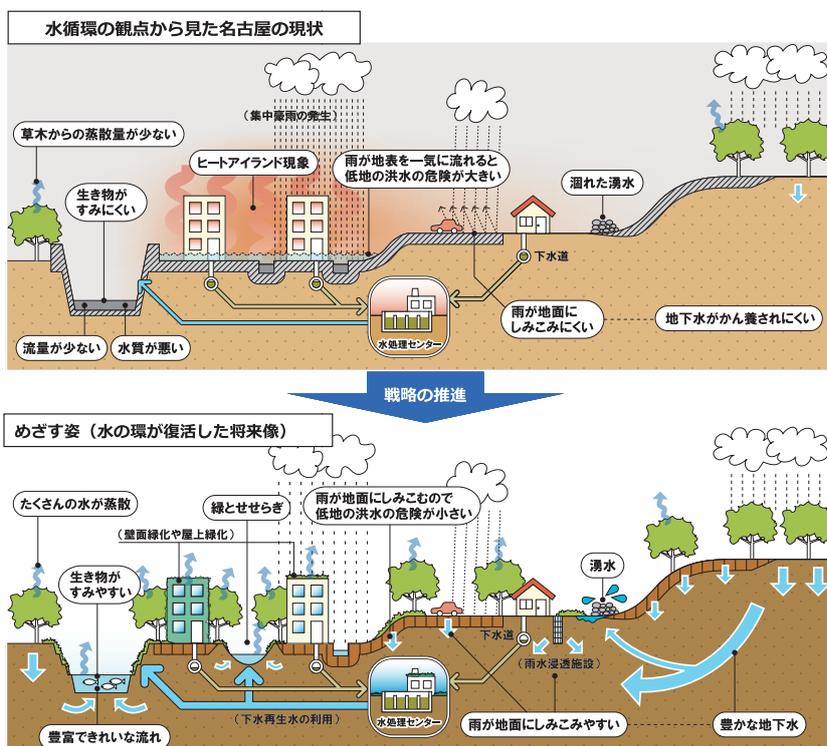
【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
市民の森づくり 上流と下流の市民交流を進めるため、市民が木曾川上流の森で間伐や植樹、下草刈りなど豊かな山を育てることを体験する「市民の森づくり事業」を実施します。	○	
木曾三川流域連携の推進 木曾三川流域の水環境を守るため、流域の自治体相互の連携を強化するとともに、官民協働による持続可能な地域経済の振興を進め、住民や事業者の参加・交流による水環境保全への理解を深めます。	○	○

（参考）水の環復活 2050 なごや戦略

健全な水循環機能の回復をめざした戦略として 2009 年に策定したもので、都市化の進展に伴い水循環の様相が変化した名古屋市での「水循環機能の回復」とこれを生かした「人にも生き物にもやさしい水辺や緑があるまちづくり」を、「多くの人の協力により行うこと」をおるべき姿としています。

2025 年までの第 2 期実行計画（2015 年 3 月策定）では、水の環復活につながる施策が着実に実施され、水循環の機能がまちづくりに生かされるとともに、多くの市民が水循環の問題を理解し、水の環復活を意識した行動を実践している状態をめざしています。



(3) 低炭素住生活 —移動—

2030 年度への方向性

自動車に過度に頼らないまちの構築に向け、道路空間の活用による歩行環境・自転車走行環境の整備や都心部への自動車流入の抑制、公共交通の利便性の向上を進めます。

また、自動車の利用に伴う温室効果ガス排出量を低減させるため、燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及を促進するとともに、交通流の円滑化を推進します。

施策と展開

施 策	展 開
1 徒歩・自転車へのシフトと自動車流入の抑制	①徒歩・自転車へのシフト
	②都心部への自動車流入の抑制
2 公共交通の利便性の向上と省エネルギー化	①公共交通の利便性の向上
	②公共交通の省エネルギー化
	③次世代公共交通システムの検討
3 環境にやさしい自動車利用の促進	①エコドライブの推進
	②次世代自動車の普及促進
	③交通流の円滑化
	④グリーン物流の促進

めざす姿の指標

● 2050 年に向けた指標

指 標	2005 年度	現状	2030 年度	2050 年
自動車分担率（再掲）	42% (2001 年度)	43% (2011 年度)	33%	25%

● 2030 年度に向けた指標

指 標	現状	2030 年度	調査手法
市内主要地点 1 日（平日）あたり自動車交通量（再掲）	137 万台 (2015 年)	110 万台 (2030 年)	市の統計調査（45 地点双方向）
市内鉄道・市バス 1 日あたり乗車人員合計（再掲）	250 万人 (2015 年度)	252 万台	市の統計調査
エコドライブ実施率	48%	90%以上	アンケート調査

施策1 徒歩・自転車へのシフトと自動車流入の抑制

道路空間を活用し、自動車から徒歩や自転車での移動への転換を促すとともに、駐車場のあり方を見直し、都心部への自動車の流入抑制を促すことで自動車依存の低減を図ります。

展開① 徒歩・自転車へのシフト

道路空間を活用することで、まちの賑わいを創出するとともに、自動車から徒歩や自転車へのシフトを図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
みちまちづくりの推進 名古屋の豊かな道路空間を人が主役の賑わいや憩いの空間に変えていく「みちまちづくり」の取組として、都心部の一部の路線・区間を「賑わい交流軸」と位置づけ、歩行者空間の拡大などにより安心・安全で賑わいや憩いのある空間を創出します。		
自転車利用環境の整備 自転車の安全で快適かつ適正な利用に向け、道路空間の中で歩行者・自転車・自動車の構造的・視覚的な分離を促す空間の整備を実施します。		
コミュニティサイクルの事業化 都心部の回遊性の向上や観光の推進、CO ₂ 排出量の削減、放置自転車の削減などの効果を期待し、民間主体によるコミュニティサイクルの導入を図ります。		○

展開② 都心部への自動車流入の抑制

自動車が入り過ぎない都心部にするため、駐車場の適正規模への誘導やパーク&ライド駐車場の利用を促進します。また、市民意識への働きかけにより、過度に自動車に頼らないライフスタイルへの転換を促します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
駐車場マネジメントの推進 都心部への過度な自動車流入を抑制するため、駐車場附置義務制度 ¹⁹ の見直しを実施し、駐車場の適正な規模への誘導や既存駐車場の有効活用を促します。		○
パーク&ライドの利用促進 自動車から公共交通への乗換えによる交通渋滞の緩和やCO ₂ 排出量の削減をめざし、パーク&ライド駐車場の利用を促進します。	○	○
交通行動の転換促進 自動車に依存することなく、状況に応じて公共交通・徒歩・自転車などの望ましい移動手段を選択することを目的に、一人ひとりが日常の交通行動について考える機会を提供します。	○	○

19 名古屋市駐車場条例に基づき、駐車場整備地区または商業地域・近隣商業地域内で一定規模の建築物の新築などを行う場合、その規模に応じた駐車場の設置を義務づける制度

施策 2 公共交通の利便性の向上と省エネルギー化

公共交通の利便性を向上させるとともに、駅などの施設や車両の省エネルギー化を図ります。また、次世代公共交通システムの導入を検討します。

展開① 公共交通の利便性の向上

公共交通の環境整備を進め、利用の促進を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
快適な市バス・地下鉄の環境づくり（再掲） 駅施設のバリアフリー化やわかりやすい案内サインの設置など、誰もが利用しやすい快適な市バス・地下鉄の環境づくりを進めます。		
快適なあおなみ線・ゆとりーとラインの環境づくり（再掲） 混雑時に臨時便や増車を行うなど、きめ細やかな対応で利用しやすい快適なあおなみ線・ゆとりーとラインの環境づくりを進めます。		

展開② 公共交通の省エネルギー化

公共交通施設と市バス・地下鉄車両の省エネルギー化を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
地下鉄施設の省エネルギー化 駅構内の照明を省エネルギー効果の高いLEDに改修するなど、地下鉄施設における省エネルギー化を進めます。		
市バス車両の更新 車両更新時に、車内照明などをLED化したアイドリング・ストップ付低公害ノンステップバスを導入します。		
地下鉄車両の更新 車両更新時に、より省エネルギー性能に優れた制御装置を採用した地下鉄車両を導入します。		

展開③ 次世代公共交通システムの検討

公共交通の利便性を向上させるため、新たな交通システムの導入を検討します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
新たな路面公共交通システムの導入検討 【拡充】（再掲） 都心での交流を拡大させるインフラとして、名古屋駅・名古屋城・栄・大須などをつなぎ、回遊性の向上や魅力ある道路空間の創出に寄与する新たな路面公共交通システムの導入について検討します。		

施策3 環境にやさしい自動車利用の促進

エコドライブを推進するとともに、次世代自動車（p55参照）の普及と利用環境の整備を進めます。また、交通流の円滑化やグリーン物流を促進し、CO₂の排出を抑制します。

展開① エコドライブの推進

自動車から排出されるCO₂を削減するため、環境にやさしい運転を促進します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
エコドライブの普及啓発 環境にやさしい運転方法であるエコドライブの普及啓発を行うとともに、条例で義務づけたアイドリング・ストップの周知を図ります。	○	○
エコドライブマイスターの認定 エコドライブの講習受講者を「エコドライブマイスター」として認定し、その実施を事業所内で積極的に呼びかけてもらうことで、エコドライブの普及・実践を促進します。		○

展開② 次世代自動車の普及促進

次世代自動車の普及に向け、公用車への率先導入や利用環境の整備などに取り組みます。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
次世代自動車の普及促進 CO ₂ 排出量の削減効果大きい、燃料電池自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車を公用車として率先導入するほか、出前講座やイベントでの展示などを通じて普及を促進します。	○	○
次世代自動車導入への優遇策の検討 次世代自動車の普及を促進するため、導入にあたっての優遇策を検討します。		
次世代自動車のインフラ整備 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及に向け、駐車場などへの充電設備の設置を促進するとともに、燃料電池自動車の普及に向け、水素ステーションの誘致に努めます。		○

展開③ 交通流の円滑化

交通流の円滑化を促進し、自動車の発進・停止や低速走行に伴い排出されるCO₂の削減を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
道路と鉄道の立体交差化 道路と鉄道との立体交差化により道路交通の円滑化を促進し、CO ₂ 排出量の削減と安全性の向上を図ります。		○

展開④

グリーン物流の促進

低公害車・低燃費車²⁰による配送を促進するとともに、宅配便の再配達への削減に向けた啓発に取り組めます。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
グリーン配送の促進 名古屋市役所へ物品を納入する事業者に対し、配送時における低公害車・低燃費車の使用を促進します。		○
宅配便再配達への削減【新規】 時間指定やコンビニエンスストアでの受取など、できるだけ1回で荷物を受け取る行動を呼びかけるとともに、宅配ボックスなどの普及に努めます。	○	○

(参考) 次世代自動車の種類と特徴

次世代自動車とは、エコカーの中でも特に排出ガス性能が優れ、環境にやさしい自動車のことです。ガソリン以外の燃料や電気を使って走るため、排出されるCO₂や大気汚染物質が少ない（または全く出ない）ほか、燃費性能も優れています。

燃料電池自動車 (FCV)

トヨタ / MIRAI

水素と空気中の酸素を、燃料電池という装置で化学反応させ、発電した電気でモーターを動かして走る自動車です。走行時に排出するのは水だけで、CO₂や大気汚染物質を出しません。走行距離がガソリン車並みに長く、長距離の移動もできます。

ハイブリッド自動車 (HV)

ホンダ / FIT

一般的なガソリン車にモーターとバッテリーを追加した自動車です。モーターが走りをサポートするため、通常のガソリン車に比べてCO₂や大気汚染物質の排出も少なく、低燃費です。

電気自動車 (EV)

日産 / リーフ

バッテリーに充電した電気でモーターを動かして走る自動車です。走行時にCO₂や大気汚染物質を一切出さず、モーター音もとても静かです。ガソリン車と比べて構造が簡単のため、小型化した自動車も開発されています。

プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)

三菱 / アウトランダー

EV走行中は排出ガスが出ない!

ハイブリッド自動車に充電用プラグを搭載し、バッテリーに充電できるようにした自動車です。電気を使い切ってもガソリンで走行できるので、電気の残量を気にしないで長距離の移動ができます。

天然ガス自動車

いすゞ / ギガ

都市ガスを燃料として走る自動車です。都市ガスは石油由来ではないため、ガソリン車と比べてCO₂や大気汚染物質の排出が少ないのが特長です。バスやトラックなどで使用されています。

クリーンディーゼル自動車

マツダ / アテンザ

NOx排出量が大幅に削減(さくげん)!

自動車の排出ガスに関する規制「ポスト新長期規制」に適合するよう大気汚染物質の排出量を減らしたディーゼル自動車です。従来のディーゼル自動車よりも騒音が小さく、CO₂排出量が少ないのも特長です。

【名古屋市「エコカーガイド」より】

20 窒素酸化物 (NOx) や粒子状物質などの大気汚染物質の排出が少なく（または全く排出せず）、燃費性能が優れているなど環境性能に優れた自動車

(4) 低炭素住生活 —住宅・建築物—

2030 年度への方向性

2014 年に決定された「エネルギー基本計画」では、「住宅については、2020 年までに標準的な新築住宅で、2030 年までに新築住宅の平均で ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現をめざす」と、「建築物については、2020 年までに新築公共建築物等で、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することをめざす」ことが政策目標に掲げられました²¹。

名古屋市においても、住宅・建築物の省エネルギー化や、再生可能エネルギー設備の導入などにより低炭素化を促進するとともに、ZEH・ZEB の普及に向けた取組を推進します。

施策と展開

施 策	展 開
1 住宅・建築物の低炭素化	①住宅・建築物の省エネルギー化
	②省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入
	③ ZEH・ZEB の普及
2 環境性能などの「見える化」	環境性能などの評価・表示制度の普及

めざす姿の指標

● 2050 年に向けた指標

指 標	2005 年度	現状 ²²	2030 年度	2050 年度
「家庭」と「オフィス・店舗等」の 1 人あたりエネルギー消費量	1	0.90	0.71	0.6

● 2030 年度に向けた指標

指 標	現状	2030 年度	調査手法
一定の省エネルギー対策を講じた住宅の割合	15.3% (2013 年)	30% (2023 年)	住宅・土地統計調査 (5 年毎)

21 ZEH と ZEB については p59 参照

22 2013 年度。なお、2013 年度を 1 とした場合、2030 年度では 0.79、2050 年では 0.67 とする。

施策 1 住宅・建築物の低炭素化

住宅・建築物の低炭素化を促進するため、低炭素建築物の認定制度などの運用や高効率な省エネルギー機器の導入促進による省エネルギー化を図るとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入を促進します。

また、大幅な省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により、消費するエネルギー量が年間で正味ゼロとなる ZEH・ZEB の普及を促進します。

展開① 住宅・建築物の省エネルギー化

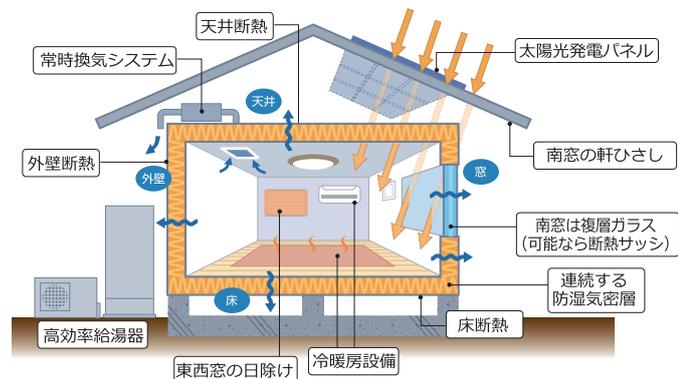
低炭素建築物の認定制度や建築物省エネ法²³に係る措置の運用、直結給水の普及促進などにより、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図ります。また、市施設においては率先して省エネルギー化を推進します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
低炭素建築物の認定等 【拡充】 エコまち法 ²⁴ に基づく低炭素建築物の認定制度や、建築物省エネ法に係る措置の運用により、低炭素化に資する住宅・建築物の普及を促進します。	○	○
直結給水²⁵の普及促進 中高層の集合住宅などにおいて、受水槽方式と比べて省エネルギー化が可能な直結給水方式の普及を促進します。	○	○
公共建築物の省エネルギー化 市施設において環境に配慮した施設整備を実施するとともに、建設に伴い発生する CO ₂ の削減に取り組みます。		
住宅の省エネルギー性能の向上に関する情報提供 省エネルギー性能に優れた住宅の建築や既存住宅の窓・壁の断熱性・気密性を高める改修などについて、技術的な情報や各種助成制度などの情報を提供します。	○	○

(参考) 低炭素建築物の認定制度

低炭素建築物とは、エコまち法に規定された CO₂ 排出の抑制に資する建築物です。断熱性能や設備効率で一定の基準を満たし、低炭素建築物として認定された建築物は、税制優遇（新築住宅のみ）や容積率の緩和などのメリットを受けることができます。



低炭素建築物のイメージ

【国土交通省資料】より

23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (p58 参照)

24 都市の低炭素化の促進に関する法律 (p79 参照)

25 受水槽を経由することなく配水管から直接水道水を届ける方法。配水管の水圧を有効に活用できるため、ポンプの電力使用量が削減できる。

(参考) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)

社会経済情勢の変化に伴い、建築物におけるエネルギー消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることを目的として 2015 年に制定されました。

大規模非住宅建築物の省エネルギー基準適合義務などの規制措置と、省エネルギー基準に適合する建築物の認定・表示制度や誘導基準適合建築物への容積率特例などの誘導的措置が定められています。

● 基本方針の策定 (国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物 (政令: 2,000m²)

省エネ基準適合義務・省エネ適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準 (省エネ基準) への **適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関 (創設) の **判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。

建築主事又は指定確認検査機関 所管行政庁又は登録省エネ判定機関

↓ 建築確認 ← 適合判定通知書 — 省エネ適合性判定
 ↓ 着工
 ↓ 検査
 ↓ 建築物使用開始

その他の建築物 一定規模以上の建築物 (政令: 300m²) ※基準適合義務対象を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への **届出義務**

<省エネ基準に適合しない場合>
 必要に応じて所管行政庁が **指示・命令**

住宅事業建築主* が新築する一戸建て住宅 *住宅の建築を業として行う建築主

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準 (住宅トップランナー基準) を定め、省エネ性能の向上を誘導

<住宅トップランナー基準に適合しない場合>
 一定数 (政令: 年間 150 戸) 以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が **勧告・公表・命令**

エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が **省エネ基準に適合** することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の **表示** をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修等の計画が、**誘導基準に適合** すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例*** を受けることができる。

*省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入 (10% を上限)



- その他所要の措置 (新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)



省エネルギー基準に適合する建築物の認定・表示制度

【国土交通省資料】より

展開②

省エネルギー機器・再生可能エネルギー設備の導入

LED 照明や高効率給湯器などの省エネルギー機器や、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入を促進することにより、住宅・建築物の低炭素化を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
高効率な省エネルギー機器の導入促進 【拡充】 LED 照明や高効率給湯器、家庭用・業務用燃料電池システムなどの導入を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。	○	○
太陽光発電設備の導入促進 【拡充】 住宅や建築物などへの太陽光発電設備の導入を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。特に、発電した電力を蓄電池に蓄えて消費する自家消費型の太陽光発電設備の設置を支援し、買取価格の低下後も導入を促進します。また、太陽光発電設備と蓄電池などを用いたエネルギーシステム (バーチャルパワープラント) について導入を検討します。	○	○
太陽熱利用設備の導入促進 住宅や建築物などへの太陽熱利用設備の導入を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。	○	○

住宅・建築物のさらなる低炭素化を図るため、市民・事業者のZEH・ZEBに関する認知度を高めるための取組や情報提供などを行います。

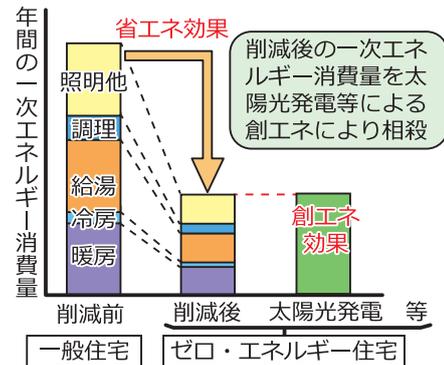
【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
ZEHの普及促進【新規】 住宅の新築時におけるZEHの選択を促すため、ZEHの認知度を高めるための取組や、助成制度などの情報提供を行うとともに、導入支援策を検討します。	○	○
ZEBの普及促進【新規】 大幅な省エネルギー化を実現するZEBの認知度を高めるための取組や、助成制度などの情報提供を行うとともに、導入支援策を検討します。		○

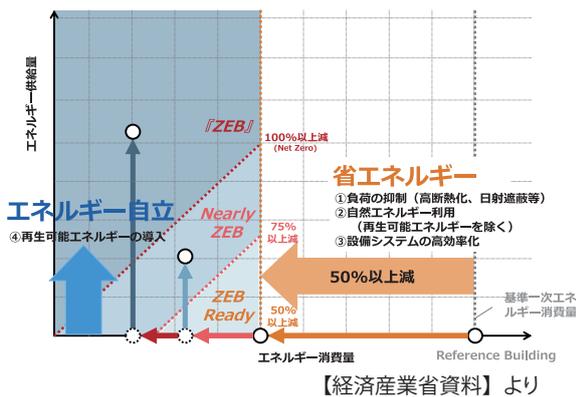
(参考) ZEH・ZEB

ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることをめざした住宅です。



【国土交通省資料】より



【経済産業省資料】より

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

先進的な建築設計によるエネルギー負荷抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率設備の導入などにより、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することによりエネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることをめざした建築物です。

施策 2 環境性能などの「見える化」

住宅・建築物の環境性能などの「見える化」を図り、建築主へ環境に配慮した住宅・建築物の建設を促すとともに、消費者の選択を環境に配慮した住宅・建築物へと促し、環境意識の向上を図ります。

展開

環境性能などの評価・表示制度の普及

建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）の推進や住宅性能表示制度などの普及により、環境性能などの「見える化」を図ります。

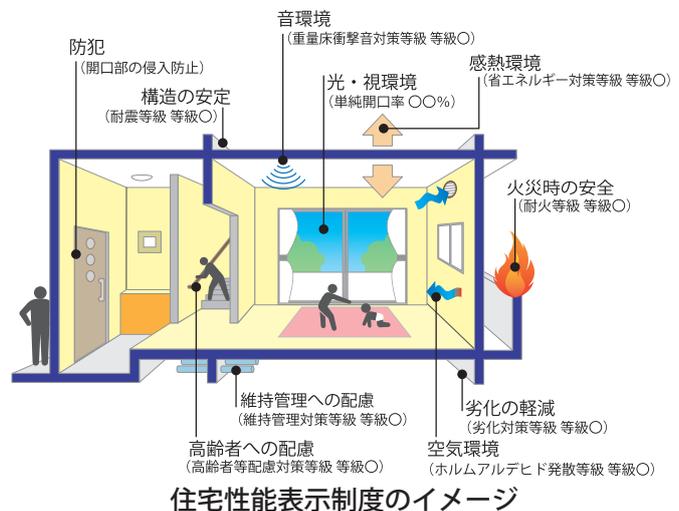
【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
建築物環境配慮制度（CASBEE 名古屋）の実施 建築物の環境性能向上に向け、一定の規模を超える建築物の環境性能をランクづけして総合的に評価する制度を活用し、建築主の自主的な取組による環境に配慮した建築物の普及を促進します。	○	○
住宅性能表示制度などの普及啓発 住宅の温熱環境・エネルギー消費量などの性能をそれぞれ等級で表す住宅性能表示制度などを普及することで、新築・更新される住宅の質の向上を促進します。	○	○

（参考）住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく任意の制度で、構造の安定、火災時の安全、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、温熱環境、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮と防犯対策の 10 項目 32 事項の住宅の性能に対して、第三者機関（指定評価機関）による評価が受けられます。

「建設住宅性能評価書」が交付された住宅については、指定住宅紛争処理機関に紛争処理を申請することができ、住宅ローンの優遇や地震保険の割引も受けられます。



(5) 低炭素住生活 ー事業・産業ー

2030 年度への方向性

事業所に対し規模や業種に応じた支援を行うことで、その環境に配慮した行動を促進します。
また、環境分野・エネルギー分野における産業振興と低炭素型ビジネスの育成・支援を進めます。

施策と展開

施 策	展 開
1 環境に配慮した事業活動の促進	①事業活動における環境配慮行動の促進
	②大規模事業所の CO ₂ 排出削減の促進
	③中小事業所の CO ₂ 排出削減の促進
2 環境分野・エネルギー分野における産業・ビジネスの育成・支援	①環境産業・エネルギー産業の振興
	②低炭素型ビジネスの支援の充実
	③経済的手法の活用

めざす姿の指標

● 2050 年に向けた指標

指 標	2005 年度	現状 ²⁶	2030 年度	2050 年
「家庭」と「オフィス・店舗等」の 1 人あたりエネルギー消費量 (再掲)	1	0.90	0.71	0.6

● 2030 年度に向けた指標

指 標	現状	2030 年度	調査手法
省エネルギー訪問相談件数 (累計)	10,019 件	30,000 件	延べ訪問件数

26 2013 年度。なお、2013 年度を 1 とした場合、2030 年度では 0.79、2050 年では 0.67 となる。

施策 1 環境に配慮した事業活動の促進

事業所の規模や業種に応じた助言などを強化するほか、認定や表彰などを通じて事業者の環境に配慮した取組を促進します。

展開① 事業活動における環境配慮行動の促進

環境配慮に取り組む事業所に対し、認定や表彰などを通じてその取組を促進するとともに、優れた事例を発信することを通じて、環境保全に対する意識の向上と活動の底上げを図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
エコ事業所認定制度²⁷の推進 「エコ事業所」の認定を拡大し、「優良エコ事業所」へのステップアップを促します。また、事業者の認定を受けることへのモチベーション向上を図るため、優れた取組を積極的に発信します。		○
優秀な取組を実践している事業者の表彰 特に優秀で他の模範となる取組をしている事業所を表彰し、その事例を紹介することにより、事業者の環境保全に対する意識の向上と活動の底上げを図ります。		○

展開② 大規模事業所の CO₂ 排出削減の促進

条例で義務づけている地球温暖化対策計画書制度の運用の拡充や、エネルギー管理の専門家による助言などを通じて、大規模事業所からの CO₂ 排出削減を促進します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
地球温暖化対策計画書制度²⁸の実施 【拡充】 原油換算で 800kL/年以上のエネルギーを使用する工場・事業場に義務づけている「地球温暖化対策計画書制度」を運用するとともに、対象事業者の取組状況の評価や優良事業所の公表、表彰制度の導入を検討します。		○
「省エネコミュニケーション」の実施 エネルギー管理の専門家として名古屋市が委嘱している「省エネルギー指導員」が上記計画書制度の対象事業所に出向き、現地でエネルギー管理の取組状況などを確認しながら助言などを実施します。		○

展開③ 中小事業所の CO₂ 排出削減の促進

名古屋市内の事業所が排出する温室効果ガスの約 6 割を占める中小事業所について、その取組を支援するため、ニーズに合わせた助言を行う省エネルギーの相談窓口を設置するなど、中小事業所の省エネルギー対策を促進します。

27 p63 参照

28 p63 参照

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
省エネルギーの相談窓口の設置【新規】 中小事業所向けの相談窓口を設置し、エネルギー管理の専門家が設備の運用改善や更新などについて助言します。相談は、電話や電子メールのほか、事業所を訪問しての助言など事業所のニーズに応じて実施します。		○
CO₂ 排出量削減に向けた仕組みづくり 中小事業所の CO ₂ 排出量削減に向けた取組を促すため、自主的に削減計画を作成し名古屋市に届け出た事業所を支援する仕組みを検討します。		○
高効率な設備・機器の導入促進【新規】 国などの補助金制度についての情報提供や申請の支援をするとともに、環境保全設備資金融資制度（p64 参照）の活用や新たな支援策の検討を通じ、中小事業者の高効率機器の導入促進を図ります。		○
省エネルギー訪問相談の実施 中小事業所を定期的に訪問し、その規模や業種に応じた省エネルギーに関する助言をするとともに、最新の省エネルギーに関する情報や相談窓口などについての情報提供を行います。		○

（参考）エコ事業所認定制度

環境に配慮した取組を自主的・積極的に実施している事業所を名古屋市が認定・支援する制度です。対象は名古屋市内に所在する事業所で、規模や業種は問いません。

エコ事業所に認定されると、認定証と認定プレートが交付されるほか、名古屋市の入札契約制度における優遇措置を受けられます。また、ロゴマークを印刷物などに表示することができます。

より優れた取組をしている事業所は「優良エコ事業所」として認定し、その中から特に優秀で他の模範となる取組を行っている事業所を表彰しています。



エコ事業所表彰式

（参考）地球温暖化対策計画書制度

事業者による温暖化対策の自主的・計画的な取組を促進するため、エネルギーを原油換算で 800kL/年以上（国がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）で定期報告書の提出を求めている基準は 1,500kL/年以上）使用している事業所に対して、温室効果ガスの排出状況や排出削減の取組、削減目標などについての届出や報告を義務づけています。

対象事業所には、「省エネルギー指導員」が訪問し、取組や設備管理の状況を現場で確認したうえ、より効果的な取組などについての意見交換や助言などを行う「省エネコミュニケーション」を実施しています。また、対象事業所ごとに経年の取組状況や同業他社との比較などを掲載した「省エネカルテ」を作成し、事業所へ取組のフィードバックを行っています。

施策2 環境分野・エネルギー分野における産業・ビジネスの育成・支援

環境分野・エネルギー分野における産業振興と低炭素型ビジネスの育成・支援を進め、環境に配慮した事業活動を促進します。

展開① 環境産業・エネルギー産業の振興

温暖化に関し、世界各国で官民挙げてのCO₂排出量削減や再生可能エネルギーの普及などの取組が進められており、環境産業・エネルギー産業の成長が予想されています。

名古屋圏²⁹が世界をリードしている自動車産業を中心に、産学行政などの連携による研究開発を促進するほか、次世代自動車に関する普及啓発や新技術の開発を担う人材の育成に取り組みます。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
環境産業・エネルギー産業の振興 「産業振興ビジョン2020 ³⁰ 」において「環境・エネルギー産業」を成長産業として位置づけ、産学行政などの連携による研究開発の促進などに取り組みます。		○

展開② 低炭素型ビジネスの支援の充実

中小事業所の省エネルギー対策を資金面で支援するため、必要資金の融資と利子補助を実施します。また、市内の事業者にとって国などの補助金制度が使いやすくなるよう、省エネルギーの相談窓口（p63参照）では情報提供や補助金の申請支援などを行います。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
環境保全設備資金融資の実施 中小企業が公害防止対策、自動車対策、温暖化防止等のためのエネルギー対策など、環境保全対策を実施するために必要な資金の融資と利子補助を実施します。		○
省エネルギーの相談窓口の設置【新規】（再掲） 中小事業所向けの相談窓口を設置し、エネルギー管理の専門家が運用改善や設備の更新などについて助言します。相談は、電話や電子メールのほか、事業所を訪問しての助言など事業所のニーズに応じて実施します。		○

29 愛知県、岐阜県、三重県の区域

30 名古屋市の産業振興施策・就労支援施策の基本方針と施策の方向性を示したものです。

展開③

経済的手法の活用

カーボン・オフセットのクレジットの購入は、温室効果ガスの排出がコストであるとの認識につながるほか、環境意識の高い消費者のニーズに応え、環境ビジネスの活性化にもつながります。そして、クレジットを介して、温室効果ガスの排出削減や吸収の活動に資金面で貢献することになります。

地域の環境配慮活動を資金面で支援する仕組みとして、カーボン・オフセットの活用を推進します。

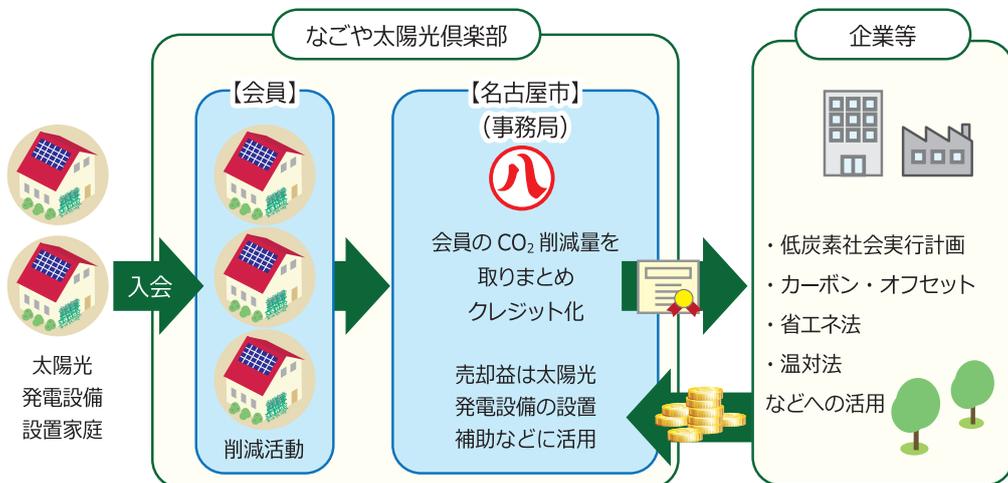
【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
カーボン・オフセットの促進 事業者のカーボン・オフセットのクレジットの創出や取引などについて、情報発信などにより支援します。		○
太陽光発電による環境価値の活用 太陽光発電により削減された家庭のCO ₂ 排出量を取りまとめてクレジット化し、企業などに売却します。売却益は環境保全事業に活用します。	○	○

(参考) なごや太陽光倶楽部

太陽光発電設備の導入による各家庭(会員)のCO₂排出削減量を名古屋市がとりまとめ、国の制度(J-クレジット制度)を利用してクレジット化する取組です。クレジットを企業などに売却して得られた売却益は、名古屋市の環境保全事業に活用しています。

2012年度から2015年度までで、累計6,902tのCO₂が削減されました。これは、杉の木78万本が1年間に吸収するCO₂の量に相当します。



－ 名古屋市役所環境行動計画 2030 －

「名古屋市役所環境行動計画 2030」は、環境負荷の低減のため、市役所自らが市民・事業者に率先して取り組むべき行動計画です。このうち、温室効果ガス排出量の削減に関する主なものは次のとおりです。

なお、この計画は温対法に基づく地方公共団体実行計画のうち、市の事務・事業に係る計画内容を含んでいます。

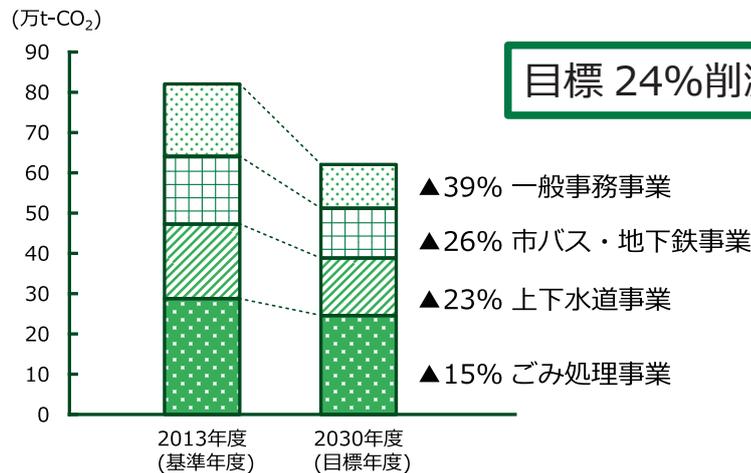
計画期間

2018 年度から 2030 年度までの 13 年間を計画期間とします。

目 標

● 温室効果ガス排出量の削減目標

2030 年度までに、2013 年度を基準として、24% 削減します。



● 最終エネルギー消費量の削減目標

2030 年度までに、2013 年度を基準として、20%削減します。

※ 最終エネルギー消費量は、購入したエネルギー量から、販売した廃棄物発電量や太陽光発電量などを差し引いたものを用いています。

主な取組事項

- ・ なごや環境マネジメントシステム (N-EMS) の推進
- ・ 照明、空調等への高効率機器の導入
- ・ 次世代自動車の導入
- ・ 車両の更新時における省エネルギー性能に優れたバス・地下鉄車両の導入
- ・ 下水汚泥などの再生可能エネルギーの有効活用
- ・ ごみ処理施設への高効率発電設備の導入 など

(6) 低炭素住生活 —環境エネルギー—

国は、「エネルギー基本計画」(2014年)を踏まえて2015年に取りまとめた「長期エネルギー需給見通し」(p9参照)において、2030年度のあるべき姿として、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入などにより、2013年度は11%だった総発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を22～24%程度にすることなどを示しました。

また、これらの実現を図るために策定した「エネルギー革新戦略」(2016年)では、具体的施策として、中小企業・住宅・運輸における徹底した省エネルギーの強化、固定価格買取制度(p15参照)の見直しなどによる再生可能エネルギーの拡大、地域に密着した地産地消型エネルギーシステムの構築などを掲げました。

これらを踏まえ、名古屋市では、再生可能エネルギーなどの利活用(=エネルギーを「創る」)、省エネルギーの徹底(=エネルギーを「減らす」)、エネルギーの利用効率の向上(=エネルギーを「賢く利用する」)に取り組むことで、“環境にやさしいエネルギー利用”を推進していきます。

2030年度への方向性

エネルギーを「創る」「減らす」「賢く利用する」取組を推進し、環境にやさしいエネルギーの利用を図ることで、温暖化対策だけでなく、災害対応力の向上やエネルギー関連事業の発展などのコベネフィットを生み出します。

また、燃料電池の活用によって高いエネルギー効率を得ることができ、利用段階ではCO₂を排出しないなど、優れた特徴を有する水素エネルギーの利活用を推進します。

施策と展開

施 策	展 開
1 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利活用	①太陽エネルギーの利活用の拡大
	②バイオマスエネルギーの利活用の拡大
	③再生可能エネルギー源の多様化
	④工場排熱の利活用の拡大
2 省エネルギーの徹底	①住宅・建築物の省エネルギー性能の向上
	②市民・事業者の省エネルギー行動の拡大
3 エネルギーの利用効率の向上	①EMSの利活用の拡大
	②エネルギーの面的利用の拡大
4 水素エネルギーの利活用	①水素の利活用の拡大
	②新たな水素関連技術の導入

めざす姿の指標

● 2030 年度に向けた指標

指標	現状	2030 年度	調査手法
太陽光発電設備の導入容量	180,525kW (2017 年 3 月末)	370,000kW	固定価格買取制度、設備導入状況の公表（資源エネルギー庁）

(参考) 主な再生可能エネルギーの種類と特徴

種類	特徴
太陽光発電	太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステムで、家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。屋根や壁などの未利用スペースに設置でき、一度設置すると発電などは自動的に行われ、機器のメンテナンスをほとんど必要としません。
太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを太陽集熱器に集め、水や空気などの熱媒体を暖め、給湯や冷暖房などに活用します。太陽光発電と比較してエネルギー効率が高く、価格も安価です。
風力発電	風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。大型のものから、公共施設などに設置される小型のものまであります。
水力発電	ダムなどの落差を利用して水を落下させ、その際のエネルギーを用いて発電します。農業用水路や小さな河川でも発電できる中小規模のタイプもあります。
地熱発電	マグマの熱エネルギーを利用して発電を行います。地下 1,000m ~ 3,000m 付近から噴出する高温の蒸気でタービンを回すことで発電します（フラッシュ方式）。また、低温の熱を、蒸気より沸点の低い媒体（ペンタンなど）を利用して発電する方法もあります（バイナリ方式）。
バイオマス発電	木くずや食品廃棄物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源にして発電や熱源に利用します。未活用の廃棄物を燃料とするため、廃棄物の再利用や減量につながります。
地中熱利用	地中の温度は年間を通して温度変化が少なく、夏場は外気温よりも地中温度が低く、冬場は高くなります。この温度差を利用して効率的な冷暖房などを行います。
温度差熱利用	地下水や河川水、下水などの水源を熱源として、夏場は外気温よりも水温が低く、冬場は高いという特性を活かし、水の持つ熱を冷暖房などに利用します。温度差熱利用は、地域熱供給源として全国で広まりつつあります。

施策1 再生可能エネルギー・未利用エネルギーの利活用

太陽エネルギー（太陽光発電・太陽熱利用）やバイオマスエネルギーの導入促進を図るほか、これまで市内での導入事例の少ない地中熱利用設備などの再生可能エネルギーや、工場排熱などの未利用エネルギーの導入についても促進していきます。

展開① 太陽エネルギーの利活用の拡大

日照条件が良いという、名古屋市の地域特性を活かすことができる太陽エネルギー（太陽光発電・太陽熱利用）の利活用の拡大を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
太陽光発電設備の導入促進【拡充】（再掲） 住宅や建築物などへの太陽光発電設備の導入を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。特に、発電した電力を蓄電池に蓄えて消費する自家消費型の太陽光発電設備の設置を支援し、買取価格の低下後も導入を促進します。また、太陽光発電設備と蓄電池などを用いたエネルギーシステム（バーチャルパワープラント）について導入を検討します。	○	○
公共施設への太陽光発電設備の導入 市施設の新築、改築または改修工事を行う場合は太陽光発電設備の導入を検討します。		
太陽熱利用設備の導入促進（再掲） 住宅や建築物などへの太陽熱利用設備の導入を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。	○	○

（参考）公共施設への太陽光発電設備の導入

名古屋市では、公共施設への太陽光発電設備の導入を以下の3つの方式で積極的に行っています。2017年3月末までに476件、約19,600kWの設備が導入されています。

(1) 直営方式 [165件 約2,232kW]

市が設置費用等を負担して設置し、自らが発電事業者となります。

設置場所	コミュニティセンター、小中学校、市営住宅など	
設置年	1997～2017年	
設備容量	1kW未満～191kW	

(2) リース方式 [2件 約925kW]

市有地にリース事業者が設置します。市はそれを借り受け、発電事業者として電力会社に売電します。

設置場所	大清水処分場	なごや生物多様性センター
設置年	2013年	2014年
設備容量	約868kW	約57kW



大清水処分場（緑区）

(3) 屋根貸し方式 [309件 約16,427kW]

市が事業者へ市施設の屋根を貸し出し、事業者が設置して発電事業者となります。

設置場所	小中学校、環境事業所など	
設置年	2014～2017年	
設備容量	約15kW～約135kW	



千石小学校（千種区）

展開② バイオマスエネルギーの利活用の拡大

バイオマスの直接燃焼や、ガス化などによる発電や熱回収のほか、バイオマス由来の燃料の製造や利用を促進し、バイオマスエネルギーの利活用の拡大を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
食用油のリサイクルの推進 市内のスーパーマーケットなどの拠点において、家庭の使用済み食用油の回収を行い、バイオディーゼル燃料などとして有効利用します。	○	○
剪定枝のチップ化リサイクルの推進 公園樹と街路樹の剪定枝を民間のリサイクル施設へ搬入し、チップ化リサイクルを推進します。		○
下水汚泥固形燃料化事業の推進 【新規】 空見スラッジリサイクルセンター第2期施設（市の水処理センターで発生する下水汚泥を処理する施設）の整備に合わせて、下水汚泥から固形燃料を製造する事業を進めます。		○

展開③ 再生可能エネルギー源の多様化

地中熱利用設備や小水力発電設備など、これまで名古屋市内で導入事例が少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、再生可能エネルギー源の多様化を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
地中熱利用設備などの導入促進 【新規】 年間の温度変化が少ない地中の温度と外気温との温度差を利用し、効率的な冷暖房を行う地中熱利用設備や、小水力発電設備などについて、最新技術の情報収集に努めるほか、導入に向けての支援や導入効果についての情報提供を行い、導入促進を図ります。		○

展開④ 工場排熱の利活用の拡大

市のごみ焼却工場の余熱の有効利用を継続するとともに、未利用エネルギーである工場排熱などの利活用の拡大を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
ごみ焼却工場における余熱の有効活用 市のごみ焼却工場の余熱を発電や近隣施設への熱供給などに有効利用するとともに、設備更新時にはさらに高効率な発電設備の導入を進めます。		
事業者による工場排熱の利用促進 【新規】 工場排熱の利用を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。		○

施策 2 省エネルギーの徹底

家庭やオフィスなどの温室効果ガス排出量を削減するため、住宅・建築物の省エネルギー化を促進するとともに、市民・事業者の省エネルギー行動を促進します。

展開① 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上

大幅な省エネルギー化を達成する ZEH・ZEB の普及促進を図るとともに、省エネルギー性能・環境性能の評価・表示制度の充実・普及を通じて、建築物の省エネルギー化を推進します。また、住宅の省エネルギー性能の向上を図るため、情報提供の充実を図ります。

(取組は「低炭素住生活—住宅・建築物—」(p57～60に別掲))

展開② 市民・事業者の省エネルギー行動の拡大

高効率な省エネルギー機器の導入促進や、環境配慮行動を促進するインセンティブ制度の創設などにより、市民・事業者の環境配慮行動の促進を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
高効率な省エネルギー機器の導入促進 【拡充】 (再掲) LED 照明や高効率給湯器、家庭用・業務用燃料電池システムなどの導入を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。	○	○
スマートフォンを活用した家庭の省エネルギー行動の促進 【新規】 スマートフォンアプリなどを活用し、家庭において節電などの気軽な行動から始め、省エネルギー機器の導入、さらには省エネルギー・低炭素な住宅にステップアップが図れるよう促していきます。	○	
インセンティブ制度による環境配慮行動の促進 【新規】 市民一人ひとりの環境配慮行動を後押しするため、事業者との連携（コラボレーション）による新たなインセンティブ制度として「なごやエコラボポイント」事業を実施します。	○	○
エコ事業所認定制度の推進 (再掲) 「エコ事業所」の認定を拡大し、「優良エコ事業所」へのステップアップを促します。また、事業者の認定を受けることへのモチベーション向上を図るため、優れた取組を積極的に発信します。		○
防犯灯の LED 化 【新規】 地域のさらなる防犯力の向上とともに、省エネルギーや CO ₂ 排出量削減を図るため、防犯灯の LED 化に対する助成を実施します。	○	
道路照明の LED 化 【新規】 名古屋市が管理する道路照明について、新規設置や更新、修繕に合わせて LED 化を進めます。		

施策3 エネルギーの利用効率の向上

住宅・建築物のエネルギー使用量を表示することで、空調や照明などの機器が最適な運転となることを促すエネルギー・マネジメント・システム (EMS) の導入や、エネルギーの面的利用を促進し、エネルギーの効率的な利用を推進します。

展開① EMS の利活用の拡大

ホーム・エネルギー・マネジメント・システム (HEMS) などの導入により、住宅・建築物のエネルギー使用量を「見える化」することで、エネルギーの利用効率の向上を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
スマートハウスの普及促進 【新規】 エネルギーの効率的な利用を図るため、省エネルギー機器（空調、照明、家電など）、蓄電池、太陽光発電設備などに加えて HEMS を導入したスマートハウスの普及を促進します。	○	○
BEMS・FEMS の導入促進 【新規】 エネルギー使用状況の「見える化」と、空調や照明などの機器の最適な運転による建築物の効率的なエネルギー管理を図るため、ビル・工場のエネルギー管理システム (BEMS・FEMS) の導入を促進します。		○

展開② エネルギーの面的利用の拡大

複数の施設・建物における電気・熱などのエネルギーの融通や、地域における再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用などにより、面的な省エネルギーの達成を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
地域内における再生可能エネルギー等の活用 複数の施設・建物において再生可能エネルギーなど（電気・熱）を融通し、効率的なエネルギー利用を図る取組を、都市開発などの機会を捉えて事業者働きかけます。		○
地域冷暖房の促進 大規模建築物の建築に際して地域冷暖房の導入を事業者働きかけ、地域冷暖房供給先の拡大やネットワーク化を促進します。		○

（参考）高度処理水の多目的利用

ささしまライブ 24 地区には、約 1km 南にある露橋水処理センターから高度処理水を日量約 3 万 m³ 送水しています。この高度処理水は、地域冷暖房の熱源など多目的に活用され、魅力あるまちづくりに貢献しています。

高度処理水の利用目的	効果
① 下水熱利用	ささしまライブ 24 地区内の地域冷暖房の熱源の一部に活用し、低炭素型のまちづくりに貢献します。
② 水質改善	中川運河堀止部に放流することで、中川運河の水循環を形成し、堀止部の水質改善に寄与します。
③ 修景用水利用	ささしまライブ 24 地区内で整備される公園内のせせらぎ施設に活用し、都心にうるおいある水辺空間を創出します。



施策4 水素エネルギーの利活用

燃料電池の活用によって高いエネルギー効率を得ることができ、利用段階ではCO₂を排出しないなど、優れた特徴を有する水素エネルギーの利活用を推進します。

国のロードマップ（p74 参照）の内容を踏まえ、まずは定置用燃料電池や燃料電池自動車の普及による水素利用の拡大をめざします。さらに、水素発電や、再生可能エネルギー由来の水素供給システムなどの新たな水素関連技術の導入も推進していきます。

展開①

水素の利活用の拡大

定置用燃料電池や燃料電池自動車の普及を促進して、水素の利活用の拡大を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
定置用燃料電池の導入促進 【新規】 エネファームと業務用・産業用燃料電池システムの導入を促進するための支援や、導入効果についての情報提供を行います。	○	○
燃料電池自動車の普及促進 【新規】 燃料電池自動車の普及促進を図るほか、水素ステーションの整備の支援を行います。また、燃料電池バスの導入に向けた検討を行います。	○	○

展開②

新たな水素関連技術の導入

水素発電や再生可能エネルギー由来の水素の製造、輸送・貯蔵、利用などの新たな水素関連技術の導入を推進します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
新たな水素関連技術の推進 【新規】 水素発電の導入や再生可能エネルギー由来の水素の製造、輸送・貯蔵、利用を促進する取組などを行う事業者を支援し、来るべき水素社会の実現に向けて、新たな水素関連技術の導入を推進します。		○

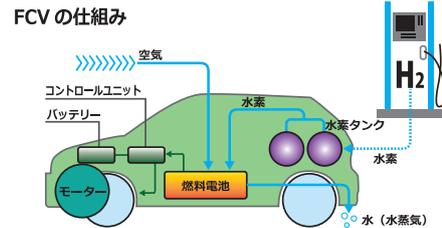
(参考)「水素・燃料電池戦略ロードマップ」

2014年6月、国において、水素社会実現に向けた産学官の取組を示した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」がとりまとめられました。(2016年3月改訂)

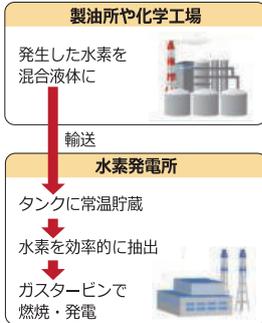
この中で、水素を日常生活や産業活動で利活用する社会、すなわち「水素社会」の実現をめざして水素の利活用を抜本的に拡大することで、大幅な省エネルギーや環境負荷低減などに大きく貢献できる可能性があるとされました。しかし、水素の利活用には、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で未だ多くの課題が存在しており、これらの課題解決には、社会構造の変化を伴うような大規模な仕組みと長期の継続的な取組が求められるため、以下のとおり3つのステップで水素社会の実現をめざすとされました。

●フェーズ1 [現在～] 水素利用の飛躍的拡大 (燃料電池の社会への本格的実装)

定置用燃料電池や燃料電池自動車 (FCV) の利用を大きく広げ、世界に先行する水素・燃料電池分野の世界市場を獲得する。



水素発電の仕組み

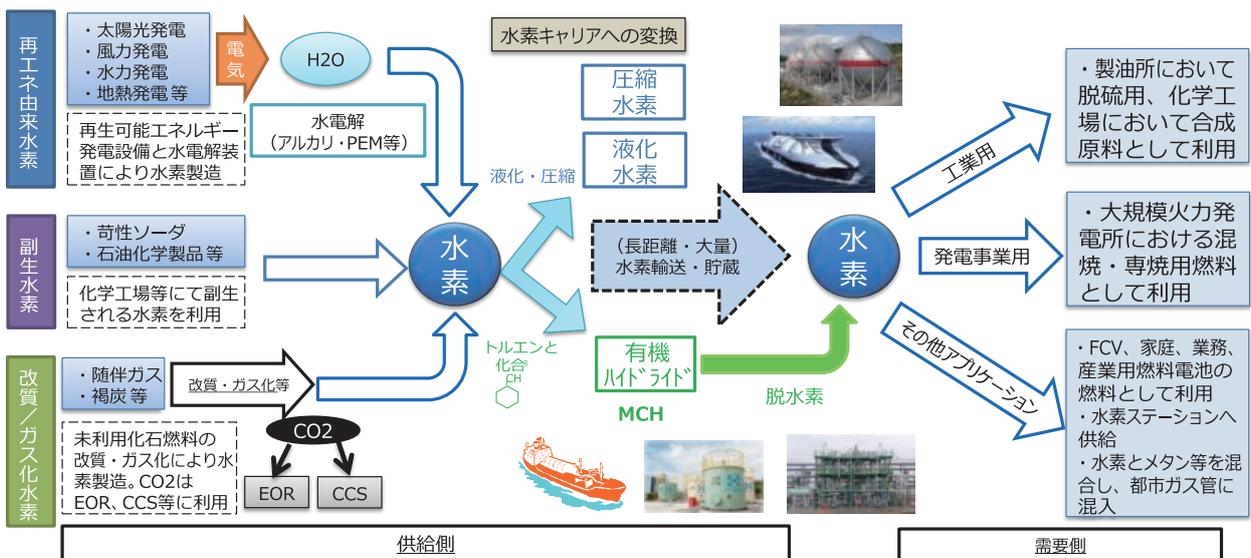


●フェーズ2 [2020年代後半に実現] 水素発電の本格導入 / 大規模な水素供給システムの確立

水素需要をさらに拡大しつつ、水素源を未利用エネルギーに広げ、従来の「電気・熱」に「水素」を加えた新たな二次エネルギー構造を確立する。

●フェーズ3 [2040年頃に実現] トータルでのCO₂フリー水素供給システムの確立

水素製造にCO₂回収・貯留技術 (CCS) を組み合わせ、または再生可能エネルギー由来水素を活用し、トータルでのCO₂フリー水素供給システムを確立する。



水素供給チェーンの全体像

【資源エネルギー庁資料】より

(7) 人づくり・人の輪づくり

2030 年度への方向性

市民・事業者・行政が協働しながら、低炭素社会、さらには持続可能な社会に向けた取組を進めていけるよう、普及啓発や取組の促進、環境学習を通じた人づくり・人の輪づくりを行っていきます。

施策と展開

施 策	展 開
1 低炭素なライフスタイルに向けた普及啓発・取組促進	①エコライフの実践に向けた啓発
	②環境配慮行動を促進する仕組みの導入・普及
	③ 3R (リデュース・リユース・リサイクル) ³¹ の推進
2 環境学習を通じた人づくり・人の輪づくり	参加・交流・活動の促進

施策 1：低炭素なライフスタイルに向けた普及啓発・取組促進

環境に関する情報の発信やイベントの開催、創設するインセンティブ制度などにより、環境問題に対する意識や関心を深め、具体的な行動へとつなげていきます。

また、廃棄物などの発生抑制が進み、資源が無駄なく利活用され、環境への負荷が最小限に抑えられているまちをめざし、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで 3R の取組を推進します。

展開① エコライフの実践に向けた啓発

環境に関する情報の発信やイベントの開催により、環境問題への意識の向上や知識の普及を図り、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促します。

【主な取組内容】

取 組 内 容	市民との取組	事業者との取組
「環境デーなごや」の開催 よりよい環境づくりに向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、市内各地域の特性に応じた様々な環境イベントを行う地域行事や、様々な主体が日頃の環境活動の成果を発信し、広めていくための中央行事を実施します。	○	○
多様な主体との連携による環境活動の総合的な普及啓発 【新規】 市役所内の各部署で行う啓発活動を共通のキャッチフレーズなどにより展開するとともに、多様な主体との連携を強化することで市民にわかりやすいかたちで意識啓発を図り、環境にやさしいライフスタイルへの転換を促します。	○	○

31 発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル)

緑のカーテンの推進 【拡充】 市民に身近な温暖化対策の取組として、緑のカーテンを推進します。収穫した種の寄附を参加者から募り、翌年に新たな参加者に配布する持続可能な事業として展開します。	○	
広域連携によるグリーン購入の促進 環境にやさしい買い物であるグリーン購入の普及と定着を図るため、東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）が広域連携し、行政・団体・事業者の協働により消費者に対する啓発キャンペーンを実施します。	○	○
フェアトレードの普及啓発 【新規】 フェアトレードの理念の普及啓発を通じ、一人ひとりの生活と世界や地域とのつながりを伝え、さらに広げて、地産地消など低炭素社会につながる消費行動やライフスタイルを推奨していきます。	○	○
地産地消の推進 朝市・青空市の支援、地産地消イベントの開催、市内農産物のブランド化、食農教育など、地産地消を総合的に推進します。	○	○

展開②

環境配慮行動を促進する仕組みの導入・普及

ウェブサイトを活用した家庭の省エネルギー診断により、節電意識の向上に加え、省エネルギー機器への買替えや住宅設備の省エネルギー改修などを促します。

また、新たなインセンティブ制度の創設などにより、市民の環境配慮行動を後押しします。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
スマートフォンを活用した家庭の省エネルギー行動の促進 【新規】（再掲） スマートフォンアプリなどを活用し、家庭において節電などの気軽な行動から始め、省エネルギー機器の導入、さらには省エネルギー・低炭素な住宅にステップアップが図れるよう促していきます。	○	
インセンティブ制度による環境配慮行動の促進 【新規】（再掲） 市民一人ひとりの環境配慮行動を後押しするため、事業者との連携（コラボレーション）による新たなインセンティブ制度として「なごやエコラボポイント」事業を実施します。	○	○

展開③

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

1999年2月の「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を達成する原動力となった市民・事業者との協働をベースに、市民・事業者・行政が共に学び、共に行動することで3Rの取組を推進します。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
リデュース・リユースの推進 「もったいない」という意識の啓発に努め、消費者の選択という行動を通じて2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））の取組を進め、天然資源の使用削減をめざします。	○	○
分別・リサイクルの推進 「ごみ非常事態宣言」以降の大幅なごみ減量を支えた「名古屋の分別文化」を今後も継承し、さらなるごみ減量に挑戦します。	○	○

施策2：環境学習を通じた人づくり・人の輪づくり

2016年に策定した「なごや環境学習プラン」に基づき、環境学習を通じて、一人ひとりが環境問題を自らの課題として捉え、分野や主体、世代を超えてその解決に向けて主体的に行動し、協働できる人づくり・人の輪づくりを推進します。

展開

参加・交流・活動の促進

事業に参加してもらうことで環境問題に関心を持ってもらい、分野や主体、世代を超えた交流や学び合いを促し、活動の促進を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
次世代環境学習の推進【拡充】 環境問題について子どもたちにわかりやすく教え、気づきを与える市民ボランティア「環境サポーター」を養成し、保育園・幼稚園、小学校などへ派遣します。また、環境学習センターやトワイライトスクール ³² 、トワイライトルーム ³³ などにも活躍の場を広げます。	○	○
地域における環境教育の推進 身近な環境問題への意識の向上や、行動するきっかけづくりを目的として、地域で環境保全に関する講習会などを開催します。	○	○
環境学習センター（エコパルなごや）における環境学習の推進【拡充】 身近な環境から地球環境まで幅広く環境問題について考え、取り組むための環境学習の拠点として、環境学習プログラムを展開するなど環境教育を体系的・総合的に推進します。また、持続可能な社会を担う人づくりに対応したプログラム・展示を充実させます。	○	○
「なごや環境大学」の推進 「持続可能な地球社会」を支える人づくり・人の輪づくりを進めるため、市民・市民団体、事業者、教育機関、行政の協働により、共有講座の開催、ガイドブックの発行、ネットワークの拡大などに取り組みます。	○	○
ESD フレンドシップ事業の実施 身近な地域や学校の環境について現地調査などを通して学び、自分にできることを考えることで、児童・生徒の生活を持続させる意識を育みます。		

32 放課後などに小学校施設を活用し、学年の異なる友だちと自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の人々と交流したりすることを通じて、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育むことを目的として実施

33 全ての子どもが、様々な活動を通じて自己の興味や関心を知り、喜びや達成感を味わうことで、自主性・社会性・創造性などを育む教育的な役割と、留守家庭などの子どもが安心やくつろぎを感じて過ごすことができるよう、より生活に配慮した事業を小学校施設内において一体的に実施

(8) 横断的な施策 —低炭素まちづくり—

2030 年度への方向性

低炭素社会の基盤となる低炭素なまちの形成に向け、「都市構造」「みどり」「交通」「エネルギー」のそれぞれの分野におけるまちづくりの取組を進めます。

また、各分野のまちづくりの取組を横断的に普及していくことで、低炭素まちづくりの市内各所への展開を図ります。

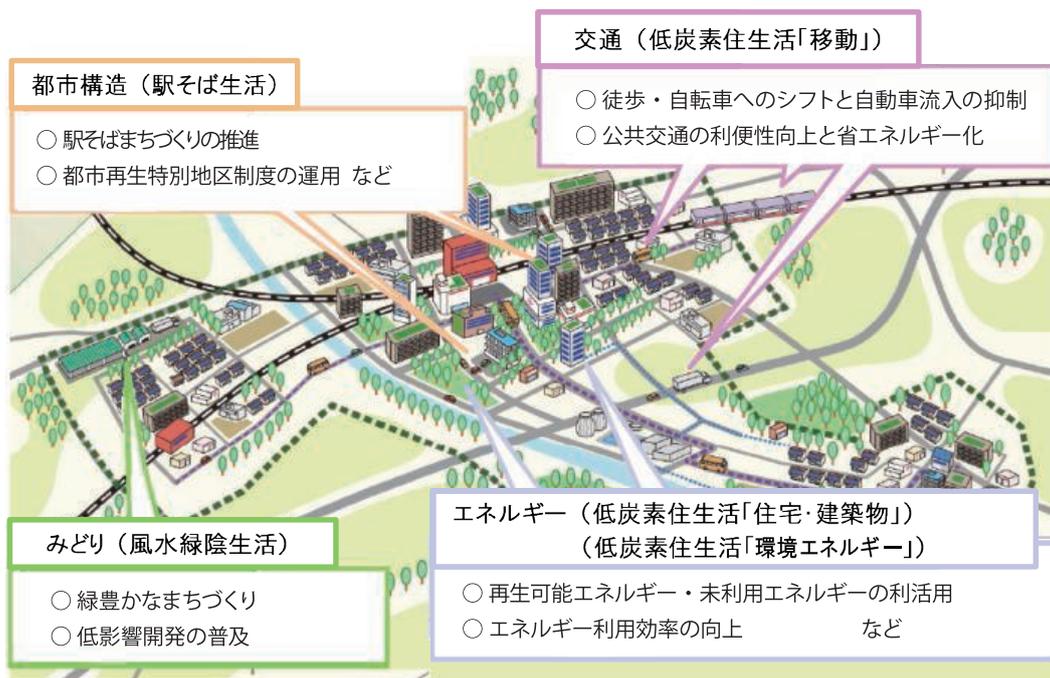
施策と展開

施策	展開
1 低炭素まちづくりの推進	①都市機能の集約化（駅そば生活圏の構築）
	②みどりの保全・創出
	③徒歩・自転車・公共交通へのシフト
	④建築物の省エネルギー化とエネルギーの効率的な利用
2 分野を横断した展開	他のまちづくりへの展開

施策 1 低炭素まちづくりの推進

低炭素まちづくりは、「都市構造」や「交通」の分野におけるコンパクトなまちづくりを軸として、「みどり」や「エネルギー」の分野の取組を進めることにより、全ての市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりと、都市の低炭素化の実現を図るものです。

名古屋のめざす将来像などの基盤となるような低炭素なまちの形成に向け、それぞれの分野におけるまちづくりの取組を進めます。



分野ごとの低炭素まちづくりの取組

【国土交通省資料】を基に作成

展開①

都市機能の集約化（駅そば生活圏の構築）

市街地が拡散した都市では、日常生活に伴う移動の長距離化や自動車依存度の上昇などによりCO₂排出量が増加するなど、都市構造と温暖化は密接な関係にあります。集約連携型都市構造（p44参照）の実現に向け、立地適正化計画の策定などにより駅そばまちづくりを進めます。

（取組は「駅そば生活」（p44～45）に別掲）

展開②

みどりの保全・創出

都市のみどりは、大気中のCO₂を吸収源として低減するだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与します。緑豊かなまちの形成などの取組により、「風水緑陰生活」の基盤となるようなまちづくりを進めます。

（取組は「風水緑陰生活」（p47～50）に別掲）

展開③

徒歩・自転車・公共交通へのシフト

自動車から徒歩・自転車・公共交通へのシフトを図ることは、人々の移動に伴い排出されるCO₂の低減につながります。公共交通の利便性の向上や、新たな公共交通システムの検討などにより、過度に自動車に依存しないまちづくりを進めます。

（取組は「低炭素住生活－移動－」（p52～55）に別掲）

展開④

建築物の省エネルギー化とエネルギーの効率的な利用

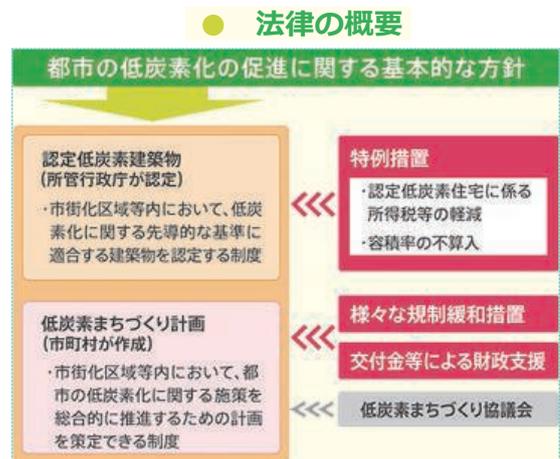
建築物ごとのエネルギーの負荷削減と利用効率の向上、地域レベルにおけるエネルギーの利用効率の向上、都市のエネルギー源としての再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用といった取組を進めることにより、エネルギー負荷の少ないまちをめざします。

〔取組は「低炭素住生活－住宅・建築物－」（p57～60）、
「低炭素住生活－環境エネルギー－」（p69～74）に別掲〕

（参考）都市の低炭素化の促進に関する法律（略称：エコまち法）

社会経済活動やその他の活動に伴って発生するCO₂の相当部分が都市において発生していることを受け、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成や、低炭素建築物の普及促進の措置を講ずることで、都市の低炭素化の促進と健全な発展へ寄与することを目的に2012年に交付されました。

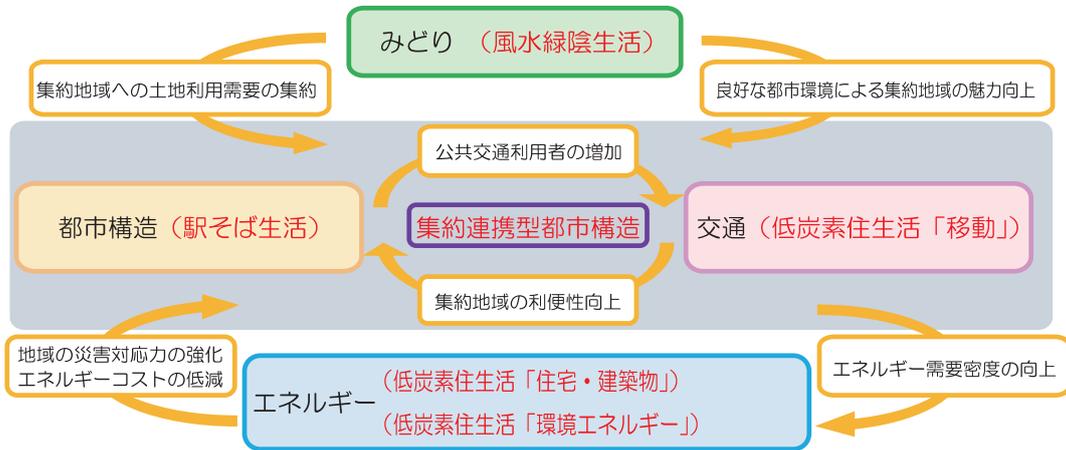
名古屋市の「低炭素まちづくり」についても、この法律における基本的な方針などを踏まえながら、施策を進めていきます。



施策 2 分野を横断した展開

各分野におけるまちづくりの取組は、下図のように密接に関連していることから、低炭素まちづくりの取組は、分野ごとにとどまらず横断的に進めていく必要があります。

名古屋市が認定した「低炭素モデル地区事業」(p45 参照)では、駅そば生活圏を中心に「みどり」や「エネルギー」など様々な分野における取組を横断的に進めており、今後は、低炭素モデル地区を始めとした低炭素まちづくりの取組を他地域のまちづくりに普及することで、市内各所への展開を図ります。



各分野の関連・連携イメージ

【国土交通省資料】を基に作成

展開

 他のまちづくりへの展開

「低炭素モデル地区」を始めとする低炭素まちづくりの取組を、地域の特性や課題などに合わせ他地域でのまちづくりへと普及することで、市内各所への展開を図ります。

【主な取組内容】

取組内容	市民との取組	事業者との取組
低炭素モデル地区の形成 (再掲) 事業者との協働による「低炭素モデル地区」の形成に向け、認定事業に対し、地区の特性に応じた技術情報の提供や協働事業の実施など、事業者が先進的な低炭素まちづくりを円滑に進められるよう支援を行います。		○
低炭素まちづくりへの誘導 【新規】 開発事業の構想段階や地域まちづくりの相談時などの機会を捉え、「低炭素モデル地区」で導入された最新技術や取組を始めとした低炭素まちづくりに関する情報提供などを実施し、事業者による低炭素まちづくりが進められるよう誘導を図ります。		○
低炭素な地域づくり 【新規】 地域におけるクールスポット ³⁴ の創出など、低炭素な取組を地域単位で行う団体への支援について検討します。	○	○
環境配慮の「見える化」の推進 【新規】 環境に配慮していることを通行人や来訪者に対し視覚的に伝える環境配慮の「見える化」の取組を推進することにより、市民の環境意識の向上と名古屋の環境面における魅力向上を図ります。また、事業者に対する情報提供を行うとともに、インセンティブの創出に向けた検討を行います。		○

34 夏季の不快な暑さを軽減し、涼しく快適に過ごせる空間や場所のこと。

(9) 主体別の施策 —市民生活・事業活動—

①市民生活における重点取組

市民生活から排出される温室効果ガスは、家庭用電気機器の普及や核家族化による世帯数の増加、マイカーの台数の増加などにより増加しています。

また、名古屋市で排出される温室効果ガスのほとんどはCO₂で、その大半はエネルギー使用によるものであることから、市民生活においても、エネルギーの消費を減らすことが温暖化対策の重要な鍵となります。

このため、市民一人ひとりが「低炭素なライフスタイルへの転換」をはかるソフト対策から始め、さらに踏み込んでエネルギー消費量の削減に直接効果のある「省エネルギー機器の普及促進」「省エネルギー・低炭素な住宅の普及促進」のハード対策に取り組んでいけるようサポートすることで、市民生活からの温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。

STEP 1

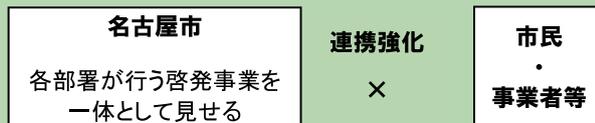
手
軽
な
取
組

低炭素なライフスタイルへの転換

一人ひとりの心がけと選択で、エネルギー消費を削減

- 多様な主体との連携により、低炭素なライフスタイルに向けた啓発を市民にわかりやすい形で、国が進める国民運動（COOL CHOICE）と連携しながら行っていきます。
- 新たなインセンティブ制度を設け、市民の環境配慮行動を後押ししていきます。
 - ・ 多様な主体との連携による環境活動の総合的な普及啓発【新規】（p75）
 - ・ スマートフォンを活用した家庭の省エネルギー行動の促進【新規】（p71・76）
 - ・ インセンティブ制度による環境配慮行動の促進【新規】（p71・76）
 - ・ 宅配便再配達削減【新規】（p55）
 - ・ 交通行動の転換促進（p52）

共通のキャッチフレーズ等によるキャンペーン展開



「多様な主体との連携による環境活動の総合的な普及啓発」のイメージ

STEP 2

省エネルギー機器の普及促進

身のまわりの機器を省エネルギー化

- 省エネルギー機器の導入を促すため、情報提供の強化、インセンティブ制度の検討・創設を図ります。
- 出前講座やイベントでの展示などを通じて、次世代自動車の普及を促進します。
 - ・ 高効率な省エネルギー機器の導入促進【拡充】(p58・71)
 - ・ 次世代自動車の普及促進(p54)
 - ・ 燃料電池自動車の普及促進【新規】(p73)



燃料電池自動車

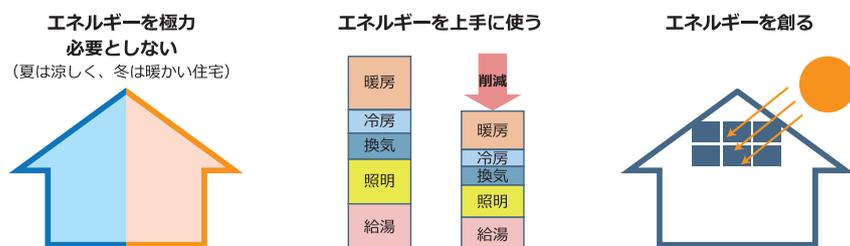
STEP 3

省エネルギー・低炭素な住宅の普及促進

住宅設備を省エネルギー化する。自分でエネルギーを創る、蓄える

- 省エネルギー住宅の導入を促すための、インセンティブ制度の検討・創設を図ります。
- 省エネルギー住宅に関する総合的な情報提供、相談制度の充実・強化を図ります。
 - ・ ZEHの普及促進【新規】(p59)
 - ・ スマートハウスの普及促進【新規】(p72)
 - ・ 住宅の省エネルギー性能の向上に関する情報提供(p57)

年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下



ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

【資源エネルギー庁ウェブサイトより】

より踏み込んだ取組

第3章

2030年度に向けた取組

【2030年度 削減目標】

温室効果ガス排出量を2013年度比で家庭▲39%、マイカー▲27%

②事業活動における重点取組

名古屋市内の事業所を事業規模で見ると、全体の99%を中小企業が占めています。また、事業所が排出する温室効果ガスの約6割を中小事業所が占めています。

そこで、中小事業者に対する支援を充実しながら、事業者全体のエネルギー消費量の抑制とCO₂排出量の削減を図ります。

すべての規模の事業所の環境配慮促進

「エコ事業所認定制度」の推進

- 環境配慮に取り組む市内の事業所を「エコ事業所」として認定し、支援します。
- 取組が優れている事業者は「優良エコ事業所」に認定をステップアップします。
- エコ事業所の優良な取組を積極的にアピールし、事業所の認知度を高めることで、認定を受けることへのインセンティブ向上を図るとともに、他の事業所の環境への取組を促進します。
- 優良エコ事業所の中から他の規範となる取組を市長表彰します。



事例発表

- ・ エコ事業所認定制度の推進 (p62)

大規模事業所の環境配慮促進

「地球温暖化対策計画書制度」の運用

- 地球温暖化対策計画書、実施報告書の作成・公表を通じて、温室効果ガスの自主的・計画的な排出削減を促進します。
 - エネルギー管理の専門家が訪問して助言等を行う「省エネコミュニケーション」の実施、事業所の取組を実績の推移や類似事業所との比較などを交えてフィードバックする「省エネカルテ」の作成により、取組を支援します。
 - インセンティブの向上を図るため、取組に対する名古屋市からの評価や優良事業所の公表、表彰制度などの導入を検討します。



- ・ 地球温暖化対策計画書制度の実施【拡充】 (p62)

重点取組

中小事業所の環境配慮促進

中小事業所向け相談機能・情報提供機能の強化

- 事業所の求めに応じて、エネルギー管理の専門家が助言等を行う省エネルギーに関する総合的な相談窓口を設置し、中小事業所の環境への取組を支援します。
 - 大規模事業所が「地球温暖化対策計画書制度」により成果を上げていることから、中小事業所向けに同様の仕組みを検討・導入することで、自主的な CO₂ 排出削減の取組を支援します。
 - 環境保全設備資金融資制度や具体的な助言などにより、高効率機器などの導入に対する支援をします。
- ・ 省エネルギーの相談窓口の設置【新規】(p63)
 - ・ CO₂ 排出量削減に向けた仕組みづくり【新規】(p63)
 - ・ 高効率な設備・機器の導入促進【新規】(p63)

省エネルギー相談窓口

各種事業者団体と連携し、省エネルギーに関するセミナーへの講師派遣や共催によるセミナーの実施、会合やセミナーなどの参加者へ個別に助言をする省エネルギー相談会の実施など、少しでも多くの事業所が省エネルギーに取り組むきっかけを提供します。

個別の相談は、電話、メールまたは訪問に対応できる体制を整えます。

【相談内容】

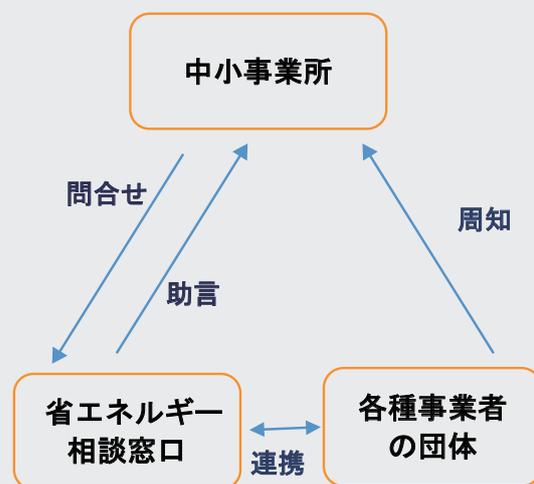
- ・ エネルギー消費量など現状把握、エネルギー削減目標の設定や目標達成のための取組、エネルギー管理の方法
- ・ 既存施設・既存機器の運用改善による省エネルギー効果
- ・ 高効率機器等の導入や更新による効果
- ・ 設備の導入や更新が必要な場合は、融資や補助制度について情報提供するとともに、申請を支援

【フォローアップ】

- ・ 取組の実践による効果検証や、さらなる省エネルギー対策の助言

【他の事業所への効果波及】

- ・ 相談事業を通じた良好な改善事例を積極的に情報提供



【2030 年度 削減目標】

事業者として温室効果ガス排出量を 2013 年度比で▲ 23%
(オフィス・店舗等▲ 40%、業務用車▲ 13%、工場・その他▲ 12%)